

単県医療費公費負担制度の一部変更について

単県医療費公費負担制度に係る一部負担限度額が、平成21年7月から変更となる受給資格者の方がいますので、保険医療機関及び保険薬局の窓口における取扱いにご留意いただきますようお願い申し上げます。

◎ 対象となる公費（黄色の受給資格者証をお持ちの方です。）

- ・(80) 心身障害者医療費公費負担制度
- ・(86) ひとり親家庭等医療費公費負担制度
- ・(85) 乳幼児医療費公費負担制度 … **赤磐市(小学1年生～6年生)の場合に限る**
<平成21年7月診療分から、赤磐市の乳幼児医療(85)の対象年齢が小学3年から6年に拡大されます。>

○ 21年6月診療分まで

<1ヶ月の一部負担限度額>

所得区分		一部負担限度額	
		外来の限度額	入院(合算)の限度額
一定以上		44,400円	80,100円+1% (※)
一般		12,000円	44,400円
低所得者	II	4,000円	12,000円
	I	2,000円	6,000円

(※) 医療費総額が801,000円を超えたときは、次のとおりとなります。
 $80,100円 + (医療費総額 - 801,000円) \times 1\%$



○ 21年7月診療分から 23年6月診療分まで

低所得者	II	2,000円
	I	1,000円



・一部負担限度額が引き下げられます。
 ・窓口徴収とレセプト記載にご留意ください。

このチラシに関する問い合わせ先

☆ 心身障害者医療費公費負担制度に関すること

岡山県保健福祉部 障害福祉課 福祉推進班 TEL086-226-7362

☆ ひとり親家庭等医療費公費負担制度に関すること

岡山県保健福祉部 子育て支援課 保育・母子班 TEL086-226-7348

☆ 乳幼児医療費公費負担制度に関すること

岡山県保健福祉部 健康対策課 母子・歯科保健班 TEL086-226-7329